

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小金井市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都小金井市長

公表日

令和6年7月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>当該事務は、国民年金法(昭和34年法律第141号)及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づき国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を行う。本市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民年金被保険者の資格取得・喪失・異動等に関する事務 ②国民年金保険料の免除・猶予(学生納付特例含む)に関する事務 ③年金受給に伴う裁定請求に関する事務 ④年金給付に係る届出等の受理に関する事務 ⑤年金生活者支援給付金に関する事務 ⑥その他、国民年金に関する事務</p>
③システムの名称	1 国民年金システム 2 中間サーバー 3 団体内宛名統合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 資格管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表 項番46 2 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部保険年金課
②所属長の役職名	市民部保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	小金井市総務部総務課情報公関係 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9926
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	小金井市市民部保険年金課国民年金係 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9844

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月28日	表紙 特記事項	なし(空欄)	「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」(平成27年法律65号)により、平成29年5月31日までの間において政令で定める日までは、国民年金に関する事務においては、個人番号が利用できないこととされた。よって平成29年5月31日までの間において政令で定める日までは、日本年金機構とのデータ連携行う項目には個人番号は含まない取扱いとす。	事後	
平成28年5月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ③ システムの名称	国民年金システム	1 国民年金システム 2 中間サーバー	事後	
平成28年5月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令条の根拠	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番31 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番31 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条	事後	小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例制定に伴う追記
平成28年5月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人以上か(いつ時点の計数か)	平成26年12月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	
平成28年5月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成26年12月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	
平成29年4月28日	表紙 特記事項	「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」(平成27年法律65号)により、平成29年5月31日までの間において政令で定める日までは、国民年金に関する事務においては、個人番号が利用できないこととされた。よって平成29年5月31日までの間において政令で定める日までは、日本年金機構とのデータ連携行う項目には個人番号は含まない取扱いとす。	削除	事前	
平成29年4月28日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ③ 実施の有無	「未定」	「実施しない」	事前	
平成29年4月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人以上か(いつ時点の計数か)	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年4月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年4月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民部保険年金課長 本木 直明	市民部保険年金課長 高橋 美月	事後	
平成30年5月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ① 実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成30年5月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人以上か(いつ時点の計数か)	平成28年12月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	
平成30年5月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成28年12月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 ① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	本市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1 国民年金の第1号被保険者の資格の取得・喪失・種別の変更に係る届出 2 氏名・住所の変更に係る届出 3 死亡届出 4 任意加入被保険者資格取得・喪失申出書の届出 5 年金手帳再交付申請 6 付加保険料納付・納付辞退申出 7 保険料免除理由該当・消滅届出 8 保険料免除及び若年者納付猶予申請 9 保険料学生納付特例申請 10 各種年金裁定請求 11 未支給年金請求 12 受給権者死亡届 13 受給権者現況届 14 未支給福祉年金請求に関する受付事務等	当該事務は、国民年金法に基づく国民年金関係申請受理等に関する事務である。 本市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1 国民年金の第1号被保険者の資格の取得・喪失・種別の変更に係る届出 2 氏名・住所の変更に係る届出 3 死亡届出 4 任意加入被保険者資格取得・喪失申出書の届出 5 年金手帳再交付申請 6 付加保険料納付・納付辞退申出 7 保険料免除理由該当・消滅届出 8 保険料免除及び若年者納付猶予申請 9 保険料学生納付特例申請 10 各種年金裁定請求 11 未支給年金請求 12 受給権者死亡届 13 受給権者現況届 14 未支給福祉年金請求に関する受付事務等 15 国民年金第1号被保険者の産前産後免除該当届 16 年金生活者支援給付金請求書	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	市民部保険年金課長 高橋 美月	市民部保険年金課長	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成30年2月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成30年2月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 8. 監査	—	自己点検、内部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	当該事務は、国民年金法に基づく国民年金関係申請受理等に関する事務である。 本市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1 国民年金の第1号被保険者の資格の取得・喪失・種別の変更に係る届出 2 氏名・住所の変更に係る届出 3 死亡届出 4 任意加入被保険者資格取得・喪失申出書の届出 5 年金手帳再交付申請 6 付加保険料納付・納付辞退申出 7 保険料免除理由該当・消滅届出 8 保険料免除及び若年者納付猶予申請 9 保険料学生納付特例申請 10 各種年金裁定請求 11 未支給年金請求 12 受給権者死亡届 13 受給権者現況届 14 未支給福祉年金請求に関する受付事務等 15 国民年金第1号被保険者の産前産後免除該当届 16 年金生活者支援給付金請求書	当該事務は、国民年金法(昭和34年法律第141号)及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づき国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を行う。本市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失・異動等に関する事務 ②国民年金保険料の免除・猶予(学生納付特例含む)に関する事務 ③年金受給に伴う裁定請求に関する事務 ④年給付に係る届出等の受理に関する事務 ⑤年金生活者支援給付金に関する事務 ⑥その他、国民年金に関する事務	事後	文言の整理
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ① 実施の有無	実施する	実施しない	事後	認識不足による誤記
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成31年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成31年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月29日	I 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ③ システムの名称	1 国民健康保険資格・給付システム 2 中間サーバー 3 次期国保総合システム及び国保集約システム 4 医療保険者等向け中間サーバー	1 国民健康保険資格・給付システム 2 中間サーバー 3 次期国保総合システム及び国保集約システム 4 医療保険者等向け中間サーバー 5 団体内統合宛名システム	事後	
令和3年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	②国民年金保険料の免除・猶予(学生納付特例含む)に関する事務	②国民年金保険料の免除・猶予(学生納付特例含む)に関する事務	事後	
令和4年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令条の根拠	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番31 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表 項番46 2 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条	事後	
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	